（例）○○区ごみステーションの防犯カメラ設置に関する管理運用規程

（目的）

第1条　この管理運用規程は、○○区において、防犯カメラを設置および運用するに当たり、必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図り、快適な生活環境及び清掃思想の普及と、プライバシーの保護を目的とする。

（管理者）

第2条　防犯カメラの管理者は、○○区長とする。

2　管理者は、防犯カメラ画像データの漏えい、滅失、毀損の防止等、安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（設置目的）

第3条　〇〇区が設置する防犯カメラは、不法投棄を抑制することで、快適な生活環境及び清掃思想の普及を目的とする。

（設置に関する措置）

第4条　管理者は、防犯カメラを設置するに際して、次の措置を講じなければならない。

1　プライバシーの保護に十分配慮し、設置目的を達成するために必要最小限度範囲が、その撮影対象区域となるように調整し運用する。

2　防犯カメラ設置による不法投棄の抑止効果の増大、利用者のプライバシー保護の観点から、防犯カメラ設置場所付近に、次の事項を容易に視認できる表示をするものとする。

ア　「防犯カメラ作動中」の表示

イ　管理者の表示

（運用に関する措置）

第5条　管理者は、防犯カメラを運用するに当たっては、その適切な管理及び運用を図るため、必要に応じて防犯カメラ及び画像記録装置の操作を行う者を指定し、指定された者以外の操作を禁止する。

（画像の保存及び取扱い）

第6条　防犯カメラ画像の保存等に関する取扱いは、次に掲げるとおりとする。

1　画像の保存期間は○○日とし、その期間を経過した画像は自動或いは手動で上書きによって消去されるものとする。ただし、法令等に基づく場合及び捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合はこの限りでない。

2　画像は撮影時の状態のままで保存することとし、加工してはならない。

3　記録媒体を廃棄する場合は、破砕等により確実に廃棄処分を行う。

4　防犯カメラにより知り得た情報は、みだりにこれを漏らしてはならない。

（画像の利用および提供の制限）

第7条　画像は、次に掲げる場合を除き、利用目的以外の利用、又は、他に提供してはならない。

1　法令等に基づく場合

2　個人の生命、身体または財産を守るため緊急且つ止むを得ないと認める場合

3　捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

（苦情の対応）

第8条　管理者は当該防犯カメラの設置、運用に関する苦情等を受けた時は、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

附　則

この管理運用規程は、令和○○年○○月○○日から施行する。

以上の内容を行政区の総意として遵守することを誓約します。

　　　　　　　　　　　　〇〇区長　　　　　〇〇　〇〇（自署）